

## 計算書類に対する注記（法人全体用）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

#### (2) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権について徴収不能実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

#### (3) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

#### (4) 退職給付引当金の計上基準

##### ① 独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

##### ② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

#### (5) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」(平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正令和元年5月7日厚生労働省令第1号、以下「会計基準省令」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

#### (6) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員<sup>(注)</sup>の退職金の支給に備えるため、平成 18 年 3 月 31 日以前から在籍する者については独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入し、平成 18 年 4 月 1 日以降採用した者については独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職共済法に基づく退職金共済制度に加入している。また、職員の希望により東京都社会福祉協議会が定款第 2 条第 14 号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第 3 条に規定する「職員」

## 4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(6)に記載する事業区分において、それぞれ主として社会福祉事業または公益事業を運営する拠点区分を実施しているため、(1)～(4)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）  
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
- (5) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (6) 当法人が運営する事業区分における各拠点区分と当該拠点区分において実施するサービス区分の内容

## ア. 本部拠点

「本部」

## イ. 偕楽園ホーム拠点（社会福祉事業）

「指定介護老人福祉施設 偕楽園ホーム」

「偕楽園ホーム居宅介護支援事業所」（公益事業）

「偕楽園ホーム訪問介護」

「偕楽園ホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

「偕楽園ホーム夜間対応型訪問介護」

「グループホーム 初音の杜」

「デイサービスセンター 初音の杜」

「認知症対応型デイサービスセンター 初音の杜」

- 「地域包括支援センター」  
「介護予防支援事業」  
「配食サービス事業」(公益事業)
- ウ. 第二偕楽園ホーム拠点 (社会福祉事業)  
「地域密着型介護老人福祉施設 第二偕楽園ホーム」  
「短期入所生活介護 第二偕楽園ホーム」  
「第二偕楽園ホーム 看護小規模多機能型居宅介護」  
「第二偕楽園ホーム 訪問看護ステーション」(公益事業)  
「企業主導型保育所かいらくえん」(公益事業)
- エ. サービス付き高齢者向け住宅第二偕楽園ホーム拠点 (公益事業)  
「サービス付き高齢者向け住宅 第二偕楽園ホーム」

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	89,631,458	0	0	89,631,458
建物	1,039,485,849	0	71,713,506	967,772,343
合計	1,129,117,307	0	71,713,506	1,057,403,801

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	0 円
建物 (基本財産)	606,536,236 円
計	606,536,236 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	255,398,000 円
計	255,398,000 円

## 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,812,417,345	844,645,002	967,772,343
構築物	100,480,149	32,673,515	67,806,634
機械及び装置	6,850,956	2,274,152	4,576,804
車輛運搬具	32,648,497	25,572,756	7,075,741
器具及び備品	285,542,993	187,095,691	98,447,302
合計	2,237,939,940	1,092,261,116	1,145,678,824

## 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	167,640,402	650,931	166,989,471
未収金	336,395	0	336,395
立替金	573,597	191,677	381,920
合計	168,550,394	842,608	167,707,786

## 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

## 12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

## 13. 重要な後発事象

令和3年度から、特別養護老人ホーム偕楽園ホーム拠点区分において、生活支援体制整備及び認知症地域支援事業の運営受託を開始することとなった。これにより、約10,000千円の収入及び9,350千円の支出が予定されている。

1.4. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

	当年度末	前年度末
① 支払資金の範囲に含まれる前払費用	687,000 円	377,000 円
② 長期前払費用からの振替額	626,946 円	626,946 円
貸借対照表計上額	<u>1,313,946 円</u>	<u>1,003,946 円</u>

(2) 積立金の積立及び取崩しに係る方針

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 新谷ヒデ基金積立金

奨学金の貸付を目的に寄付されたものを積み立てており、同額の積立資産を留保するものである。当該積立金を使用して奨学金の貸付に充てる際は、予め理事会の承認を得て取崩すものである。

なお、当年度本部拠点区分において、受講料の貸付金に充当するために、令和3年3月13日の理事会の承認に基づき、158,720 円の取崩しを行っている。

② 新規事業積立金

法人の将来の施設整備及び設備整備に係る支出に備えるために積立しているものであり、同額の積立資産を留保しているものである。

この積立金はあらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すものである。

③ 施設整備等積立金

建物、設備及び機械器具等備品の設備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る支出に備えるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保しているものである。

この積立金はあらかじめ理事会の承認を得た上で取り崩すものである。